



議案第一号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年一月十三日

三朝町長 松村喬成

昭和五十九年三月拾参日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一条を加える。

（基礎控除額等の特例）

第十九条 昭和五十九年度分の個人の町民税に限り、第三十四条の二、附則第八条又は附則第十六条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>第三十四条の二</p>	<p>同条第一項及び第三項から第九項まで</p>	<p>同条第一項及び第三項から第九項まで並びに個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律（昭和五十八年法律第六十八号。以下「臨時特例法」という。）第二条第二項</p>
<p>同条第二項、第五項及び第九項</p>	<p>法第三百十四条の二第二項、第五項及び第九項並びに臨時特例法第二条第二項</p>	

<p>附則第八条第二項</p>	<p>第三十三條から第三十四條の四まで</p>	<p>第三十三條、第三十四條、附則第十九條の規定により読み替えられた第三十四條の二、第三十四條の三及び第三十四條の四まで</p>
<p>附則第十六條の三第一項</p>	<p>第三十三條から第三十四條の四まで</p>	<p>第三十三條、第三十四條、附則第十九條の規定により読み替えられた第三十四條の二、第三十四條の三及び第三十四條の四まで</p>
<p>第三十四條から第三十四條の四まで</p>	<p>第三十四條、附則第十九條の規定により読み替えられた第三十四條の二、第三十四條の三及び第三十四條の四まで</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。